



蘆倉

將軍記

三

又 5
6014
3



又5
6014
3



平朝將軍記五

鎌倉幕末代

宗尊親王 治世十一年

宗尊親王の後醍醐院第一子河内守母の准后平朝長標
子 樹基の嫡子

仁治三年 京都よりして遷せり

建長四年 正月八日仙洞寺よりして御元服御加冠の後
三品に叙せし御加冠は長祿元年より攝政殿下
為仰云親王の御袍御笠等とありしより九月御所
始云六人扈從しより一時十内々鎌倉に時頼重時
しし御よりして室東の山向より新し御所あり

鎌倉幕末代

三月十九日仙洞と申すは後継よ入り八葉に沙車より
 下りりおれり沙輿と申すは東よおしり三月
 廿一日武井忠清を以て後継候と申すは
 栗田よりおきりて四月一日徳念より
 時辰の館よ入り五月十日征夷大將軍より
 十四日始りて病息八幡文社系供を此行列より
 の後政取始りて兩國司馬府相換守時辰
 時辰の館よ入り八月親王征夷大將軍より
 して沙井候ありて八月廿一日定りて
 のありて



將軍記五

十一月新造乃涉前所より一なり

十二月十七日將軍家涉船の修築なり

病の思ふ所社系あり

同六年十一月廿五日建長寺の修養あり又六日地蔵

菩薩と申すなり

くく家去りて建長三年十一月八日まゝと始ありて今

もて成就す修養乃導師の宗師の道隆禪師

教養とあり

西の地蔵菩薩の如法先師より一修養の法をま

なすす次々唐船の事必は常賞利源のくめ教す被と

りてあけ今よりを教す被の事とて一守速に破却せ

しむべしと也

同五月一日將軍家出前より一酒宴ありて遊習の人りか

されて酔ふれと相撲守時頼りされていりて年長氣と

されて自他門よりみよの穢もゆゑや熱とこのまゝお

の礼法とよりあつては興とつたてゝあつたて馬は熱

は通て試らるべし定當なりとひて相撲に勝負とあり

安きと徳とありと將軍家出入具ありて相撲を交あり結

舟の涉船の衣と賜りり負ハた重くと酒と賜ふ

奉ふれ徳人面より馬は熱とありとひて一舟出され

は船中も觸れぬとあり

十二月涉前より一して渡氏物終れ徳系とありとありと河内守

親行信と

同八年三月十一日陸奥守重時との戦と稱述して此の
ち〜家法名記元

同月十日奥州政村重時の執権の事とてを治りつるの
政如姑めれ候わり

康元二年十月廿三日相模守時頼最明討りて歸
と記すす日比の素懐よりけりては元元六年遠宗時年の
家督時宗時宗もて知れりゆへ執権とて武蔵守長時よりゆづ
ふも討り守時時宗也

正嘉元年二月廿六日相模守時頼入道の嫡子正壽正壽七歳將
軍家の跡を承りて元服あり武蔵守長時以下武蔵人未ある
親王の軍ありありり宗此字とてされて時宗と号を〜候

九月勝長壽院造あり

十月一日大慈寺供奉將軍家跡あり候なり人
とあり〜とけり〜兵行列その式とて〜を奉
め奉るは結縁結ぶれ〜あり〜あり

同二年六月十日勝長壽院の供奉將軍家跡ありあり
り供奉の人行列あり先陣は兵部車馬空乃供奉
人たりあり後陣も〜兵ありその神威守あり

十六日將軍家跡が是より涉社あり馬場は流痛る
下れ事例の〜とて〜を還所〜あり且書て町とて家
法よりり候具空而入道今日供奉して心の内はあり
候り所は遠長寺にあり〜て村あり〜なり

りど義経とあててる母のうらな人^{とら}一人^りがせ
 修具入道がた方より切らひて通り^とか^か田舎より極念
 へん^{へん}家へ^{へん}とあがえ^{へん}て修具^{しゆき}を^をり^りあつて^{あつ}る乃
 ち^ち死^しな^な家^かと^と而^而後^後終^終て^て引^引か^かこ^こんと^とす^する^る時^時を^をあ^あら^ら
 せ^せけ^ける^るか^かり^り難^難は^は毒^毒と^と陰^陰を^を討^討て^てり^りと^とん^んて^て
 む^む祈^祈の^の支^支節^節を^をさ^さる^るま^まで^では^はあ^あら^らり^り相^相換^換入^入道^道時^時を^を祈^祈
 一^一子^子額^額が^が刑^刑ア^アな^な信^信入^入道^道と^とり^りて^て對^對馬^馬前^前司^司民^民信^信
 一^一あ^あづ^づま^ま家^か子^し内^内に^に衛^衛の^の尉^尉後^後職^職
 一^一が^が日^日念^念一^一味^味れ^れ而^而為^為り^りと^と風^風を^を正^正に^に極^極方^方刑^刑ア^アな^な信^信入^入道^道
 一^一陳^陳で^でて^てり^りく^く昨日^{昨日}平^平内^内に^に信^信入^入道^道の^の牧^牧を^を信^信入^入道^道の^の家^家
 一^一ま^まり^り會^會合^合して^{して}終^終日^日酒^酒宴^宴して^{して}物^物終^終り^りて^て門^門より

一^一あ^あの^のお^おし^しが^が守^守と^とて^てあ^あん^んと^と執^執握^握し^して^て平^平内^内後^後職^職牧^牧入^入道^道
 一^一も^もは^は人^人ま^まり^りと^とあ^あら^らる^るは^は日^日に^に極^極方^方刑^刑ア^アな^な信^信入^入道^道が^がた^たり^り
 一^一れ^れ而^而領^領の^の地^地と^とめ^めり^りあ^あぎ^ぎて^て修^修具^具は^は付^付く^くま^まり^りる^る極^極方^方
 一^一と^と修^修具^具と^と中^中め^めり^りく^くま^まり^りあ^あら^らる^るの^のと^と討^討た^たり^りる^る極^極方^方
 一^一延^延び^びり^りと^と討^討た^たる^るの^のあ^あら^らる^る世^世乃^乃常^常此^此而^而為^為り^りあ^あら^らる^るま^まり^り
 一^一里^里れ^れ社^社の^のま^まり^りと^とあ^あら^らる^る極^極方^方を^をま^まり^りあ^あら^らる^るま^まり^り
 一^一り^りと^と極^極方^方が^が極^極方^方と^とあ^あら^らる^るま^まり^りあ^あら^らる^るま^まり^り
 一^一刑^刑ア^アな^な信^信入^入道^道の^のま^まり^りと^とあ^あら^らる^るま^まり^りあ^あら^らる^るま^まり^り
 一^一り^りと^と極^極方^方が^が極^極方^方と^とあ^あら^らる^るま^まり^りあ^あら^らる^るま^まり^り
 一^一願^願て^て死^死な^なる^るま^まり^りと^とあ^あら^らる^るま^まり^りあ^あら^らる^るま^まり^り
 一^一願^願ま^まり^り極^極方^方の^の死^死と^とあ^あら^らる^るま^まり^りあ^あら^らる^るま^まり^り

一とていふ御方おもしろくは白紙のくどきまゝにて我々と携
 回し進めても殆どいふくは家におかぬは志まざるに相
 換入道時頼ひとり御方刑一人と決すよりして事
 印せよ家の侍具入道がうたわれし事下部のさる御方
 きしよ六穀のりしりあつたの子細とわりのけしきしり
 さゆべし一子よりうりし命は事なりとせりて投付を
 らんとし時御方海を流してしよとてお目しり此宿
 急とせよきしりしりしり中とせしり時頼不敏しはか
 しりれども天下のさる家法をわねの月二日御方刑
 了は馬入道の首とせりし事下部のさる御方刑
 されぬ入道の侍具は流しつりされきり御方刑



徳寛寺とありしに疏黄が流るる流され孫の平内俊徳
又ら母流されりしに一葉正威の目果にわたりしや
相模守時頼入道青砥左馬守尉松尾とありしは
乃評定前とせし家康並しして私形を欲しして著ど
きりしと政道とありしは家康とす非欲新曲乃者
いともあつて死なせむとありしはあらずは徳
孫に費と有さるるは麻氏とありしは
下とせしはあり

十月十日作中さうりしは深元年より仁治二
年より作中さうりしは成敷乃武は仁治二年
此禪危の定とありしは西とありしはあらず

しとせし

龜山院文應元年二月又日麻屋禪定殿下意
云此の具女二十 寂明寺時頼入道の由猶もして
系初より下然ありしは山内の子とありしは
將軍あはれ沙島おようりしは同日三月の衆人未
禪定の進物あり
七月十日山内日蓮安國禪一巻を流るるは時頼
入道の子とありしは

十月十日相模守政村の息女よりありしは
今日と交ねししてはありしは我は心判官
徳貞が娘後波房より死して大地とありしは



船中く火炎れしく契機づく昔とくもて比合若の此
 の處より後よりいづよ五人身れ毛よふ川城より一ぎ船の
 祈りり曰た名相模守の付はる徳と一日此らふお家せられ
 息女も死する瀬原なるがあよお入く借書とともては
 ありきの別後信正道守所一して銀座の宛中よ件の後
 忌部一もよみえて古成し一唇とねがりおとら
 一是とのてゆも地身出あゝ運て社子とららか
 かりの信正とらりておお一あつ桐然とて眠ぐと
 くしておのらひいあよらり
 十二月廿七日入道存るや藤原光俊朝臣は台系あり
 徳倉へよあありこれあ世の秋仙あり

次の日より出仕をされうとせしむる和歌の具切にせしむる
感あり

高より支障大番御役の定め方の御決わり今年案
の沙門普寧未朝して禅法たしむる事
弘長元年二月海道に驛馬津物送りのまはれ毎夜
乃中よりつとふ事土産旅人のことあり宿に興る
用意こそとせしむる事定まるとる事候べく乃中
あり定むる事とせしむる事定まるとる事候べく乃中
まかりとせしむる事とせしむる事定まるとる事候べく乃中
の敷と定むる事とせしむる事定まるとる事候べく乃中
諸次とせしむる事とせしむる事定まるとる事候べく乃中

御社佛堂具作ありて一系は本年より
らび御年より後とせしむる事定まるとる事候べく乃中
御年より御事なり人の儀とせしむる事定まるとる事候べく乃中
世に費とせしむる事とせしむる事定まるとる事候べく乃中
紀とせしむる事とせしむる事定まるとる事候べく乃中
御理とせしむる事とせしむる事定まるとる事候べく乃中
わらべとせしむる事とせしむる事定まるとる事候べく乃中
増とせしむる事とせしむる事定まるとる事候べく乃中
物也向後との儀とせしむる事定まるとる事候べく乃中
次は御寺に信候の事とせしむる事定まるとる事候べく乃中
其御代儀の事とせしむる事定まるとる事候べく乃中

日かど愚鈍無智の志代信一とて教奉行此新務
 と信しめざる事ありて守次は佛事遊言代
 責は事その人れは際々思ふべし一際際々思ふべし貴
 ありて只思ふべしとて思ふべしとて思ふべしとて思ふべし
 他より信する事ありて思ふべしとて思ふべしとて思ふべし
 とて思ふべしとて思ふべしとて思ふべしとて思ふべし
 日二月廿日評定所私わさるる事ありて連署此起稿
 又とて思ふべしとて思ふべしとて思ふべしとて思ふべし
 十一月三日陸奥守松平信一平朝臣重時年
 寺と号しと

同三年二月八日相模守松平信一とて和歌の會あり
 一男ありて平首丸奇題を採て懸物をとて思ふべし
 ありて思ふべしとて思ふべしとて思ふべしとて思ふべし
 七月親王將軍家今年孫一とて和歌の會あり
 十首と撰出し一合点れしとて思ふべしとて思ふべし
 つらとて思ふべしとて思ふべしとて思ふべしとて思ふべし
 でのかえりしとて思ふべしとて思ふべしとて思ふべし
 十一月廿八日通五位下所相模守平朝臣時義令通
 宗最明寺乃水村真一とて思ふべしとて思ふべし
 思ふべしとて思ふべしとて思ふべしとて思ふべし
 將軍記五

統とく一とて尾蘇を入道淨心宿をた爲つる家信と人
 此邦人の出入とともめし道而く條終するのて衣袈裟を
 着し繩床より座禪して移世の願と作らてつら
 業鏡高懸三年一樞打碎大通坦然

弘長三年十一月大音道宗好寺しき

ちくあはるが州寺時頼入道八年甲の月武敏とともつて
 志をこころを代敷とやどつて度とわらねるのよ大理
 ようのいんちよらつるふ條終を念うしてよま定下と
 びびりは禱願ととも人即身成佛の瑞相ととる
 まつ成は推化の壽延ありとてあだく道信何れより
 あつても蘇るげらつるのしむ



將軍交伊長湯のわたり十有八日沙弥新あり他向
より石か奇他任朝臣とて一とて最明寺と
りて

文永元年八月十日時宗最明寺の執権にあづかる

日二年九月廿一日將軍家の消息取非あらず

日三年一月日親と將軍あつ病あつて

松原の信長良基とてつて所詮者として信長

とあつたは修とて信長とてあつたは世とて

と合はるのつてつてつてつてつて

とてつてつてつてつてつてつて

あつたは人あつてつてつてつて

系初よりつてつてつてつてつてつて
と他向よりつてつてつてつてつて
一とつてつてつてつてつてつてつて
分巻感いともつてつてつてつてつて
のつてつてつてつてつてつてつて
事とつてつてつてつてつてつてつて
今日おあつた信長とつてつてつてつて
日廿一日もつてつてつてつてつて
人つてつてつてつてつてつてつて
のつてつてつてつてつてつてつて
念もつてつてつてつてつてつて

共具と事としてありふき入り日と百保倉れ民は
ぶきく質賊新具とりらるとび男女さまらいとらる武
去甲胃を帝して東西とせらぐい相換守門外
よありしり次は政事南の大略として時のを
ぐ相換守の州入通へ遠慮倉作一と使として
將軍の支となつてしりし強敵のわつちをその
將軍の將軍ありしりし朝權の意へ入るし
れるしりしとせらぐしりし強敵ありしりし
みよしりしとせらぐしりし中勢持を支
甲東に武士數十騎と率して幕府意の意へ入りしりし
塔のたはらしりし強敵ありしりしとせらぐしりし

相換守の命入道とりてこれらもしりし
を何のゆゑにわらふれりしとせらぐしりし
さりしりしとせらぐしりし
しりしりしとせらぐしりし
てしりしとせらぐしりし
しりしりしとせらぐしりし
はれりしとせらぐしりし
基いしりしとせらぐしりし
同十月は將軍宗子就まはらむとて承明院の齋
跡上門万里波のありしりし
同九年二月就まはらむとて承明院の齋

日十二年七月薨す治平

鎌倉第七代

鎌倉親王 治世元年

鎌倉親王の家系親王は治平元年近衛相模守政長は
藤原基経の娘を娶ひ治平元年鎌倉子延生あり去
り治平元年六月廿一日鎌倉移初の時より相模
守治村の親王より治平元年相模守親王は治平元年
治平元年六月廿一日相模守親王より治平元年
治平元年六月廿一日相模守親王より治平元年
治平元年六月廿一日相模守親王より治平元年

同文永三年七月又官征夷大将軍に任じ治平元年
に叙せしむ

是年蒙古に國をとり書と日字國ととて治平元年
東の州に領地を賜ふ

同三年東に州に領地を賜ふ

日七年十二月鎌倉と治平元年に叙し治平元年
に叙し

ト治平元年に叙し

日八年二月鎌倉と治平元年に叙し

十月也條に近衛義宗に治平元年に叙し

日治平元年に叙し

一七

日九年一月日鎌倉と治平元年に叙し

二月七日後醍醐天皇崩御あり

治平元年

初月くまの今又時宗執権の世よりして帝は此位
も二流よりつらなり望海く清後よりまきなり事なり
了まらざるはしてくれど

水系或る時捕八時宗が見たり系部より上居して古
跡よりして西回北政よりかきひりし山系尾張守
云時宗の月を以て守教時宗の鎌倉ありあが時捕と
口通して時宗と云んことらしてひらきその用をあり
を家よりし事ありて日十月に教時云時入道見西
尾倉よりしてころされぬ時捕は古跡なりして義宗より
りふらされたり中將門中將宗隆は此後よりみせ
りるは執権して世はととあらは

同十年正月在京を更坂口下政村率と持六 六月小川條
武藏守義政守府の執権とあり

同十一年十月約宗乃早馬古跡あり。ありてつりて豊後
國の賊船數百艘ありとつりつり討つれつりして
合戦ありと

後宇多院建治元年法親より豊後并より豊人
とをとりてあり入るてとくふ宮東よりとて
しむ

十二月小川條より更時國 上居して古跡の南
居すこれ時捕が弟なり也

同二年二月推康と後俊指守より豊後と



日月蒙古の使者長門國室津浦に來り八月に雲集し
 くる所を船とていひおそれんとす所方使さるる
 鎌倉の龍口とて首とす所

弘安二年二月將軍が准康と云ふ二侍に叙し
 小栗時宗使と云えよつりて禪僧に名を假し之
 ましめく明辨のを守たふ感して龍元禪師と日本
 名假し

同二年二月異國元朝より杜世忠と云ふもの使來り
 して日本おつり守に假し日本と云ふがふ名と
 云ふなりとて杜世忠と云ふと

日軍平太元の大將阿剌軍花文虎忻都洪業は

兵軍共十万余海船よりしつて日中へ渡り博多
北浦より九州の軍共を寄せしめりかた元の船揚り
のりて北の國よりしつて海より敵ふた風吹かりし
る元れ船と在りて船は沈みしりし若しあつては少
くしてみかしのりて死に十万余人しつてあつた
よりぬこれ船は宇朝と子七百余社の神代也
け年元の西門船元ありて何家も討面を
何年時宗すあつら船念も因光寺とてしつて船元
とりのりて同基とす
何六年二月水糸澤山少船乗時五男の執持あり
日七年四月何時宗卒と年二十にけりて道果

六月水糸の道果時宗卒と年二十にけりて道果
道果とてしつて船念も因光寺とてしつて船元
十月時宗の嫡男相模守而貞時今年十に歳也時宗は
とて船念れ執持とるはけりしりて印船田城介
急陸奥守奉威とて船念も因光寺とてしつて船元
卒に傳り討船念と奉威と中ありてしつて船念も
何の船念れ次の子何月貞時と相模守も何と船念
陸奥守奉威とのりて奉威の文ありしりて船念も
卒とてしつて船念も因光寺とてしつて船念も
らひ船念とてしつて船念も因光寺とてしつて船念も
り卒に傳り討船念とてしつて船念も因光寺とてしつて船念も

舟乗



親王殿今年廿六歳は湯にぬるは御成事なりとて
 居て侍儀ありとて

西中二年十月に薨トるは四年の事

鎌倉時代

久明親王 治承二年

久明親王の後深草院御二女は皇子母に奉りて長女
 公親の女は二房子と名乗る
 文永十一年系記に記あり

治承二年九月徳念の預初よりて兼將軍推康親
 王の御ありては皇子朝位相換守自阿すあらは
 治判者おせんとてありてはよ一人とて

富永の將軍小作もさうさう一戸たりと使看するから
親王の軍推康にれ通うて一居しをふは徳のたど
て軍通より京よのがはさるるち物許ありて十月
三百度て之明親王に服ありぬりよ徳夷大將軍
行一次の日他因りち徳親王よりて軍歩へ乃師育
達あり日大日徳夷大將軍一品我部に親王久明徳
念子よとえあり付あり
自附ちよさうさび前將軍推康のわらさし一四節と際
て親王沙面と他りて親王軍部成兵なりすあり
ち推康親王に沙娘とらりて沙思所ととと
日二年二月甲辰徳氏後原八郎為頼とらりぬる方

乃御りあり武勇たふありて徳ありて徳運とるとい
ある不領とらりわさし是捕捕て軍より人せし
海小逐電して親王より京よのらり親王入て内
親王さうの沙刺良教より依徳親王成王ともこれ
とせしあよつ井小為れり言ととの親王にれあ
漆とりて大政大臣徳為親王書付てありし事
相中將を感する為頼は同きりて内徳氏合あふ
う一風やせしふめしととせし徳親王よりこれ
日百月よ軍成る并よ子息侍従ふくと徳倉
くごして徳氏の子細日言れ事成此同也
二月或部主時備の徳氏次男某とらりや三備女

頼盛と頼朝と海軍とてその事ありはなりけり
とられて殊き一隊

是年地獄の如く造化修理の用途殿級役の節
倍多し用事入る百姓は乞漚て黄くは申年
首運上のくふえく 謀殺と乞わるる内
百姓もくも久致く向後く禁制く地獄
とていふは信とべく

永仁元年三月の條急時の保と後保部く
是れ五列の事とていふは又長門探題
は身付重く中回の事と改るる
三月徳倉大地震に崩れて其より海もつらあり

て陸路を穿ちて社佛部くこれ破道人民壓死
さくもの一万あり

自衛の如く平治の如く保部とていふは
号と権威の如く 明の如く 次男安房守判官
何とて色紙の如く 号と地位代官播磨の如く
漏て腰とていふは 播磨の如く 安房守判官
心算し得るる安房守判官將軍ふりて
其とてやさんといふは 一味同士の事
の心とていふは 嫡子宗徳とていふは 親
より安房守判官 宗徳とていふは 宗徳
あらり自衛の如く 宗徳とていふは 宗徳

後軍記五

頼徳入道安房守が流刑に下りて一宮に下りて又よる者の御
あり又その一類をわが今より来りて未だいへぬと云ふは
後國に流し置てしるは後教に違ふ

同二年十二月とてその御定所を折柄に事ごとく拾至
きと裁断ある所折柄人との御定所を御定所にて
越所とて守りて御定所人のとて御定所なれど
禁部の人よりあるとて定むるは

同三年十月吉見源光が御定所を御定所にて御定所
は御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所
しるは御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所

同五年越所之事向後之れと傳へてしるは御定所にて御定所

同六年三月御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所
御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所
御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所

同七年二月御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所
御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所
御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所

同八年八月御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所
御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所
御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所

同九年春御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所

同十年春御定所にて御定所にて御定所にて御定所にて御定所



時村が孫選時ハ貞村ハ婿也 仰付と煙らつとり
 仰付と時村ハつらうて中よりまきり 宗方まづ時
 時とらうておら 仰付選時とらわとあり 月
 宗方と力月ハ軍兵とあつた 許てお軍れはあり
 とらふてお軍れとらうて時村とらうとらわとらう
 徳倉中ハ大強助と貞村すありら 如隆宗室
 宗方と貞村ハ仰とて宗方ハ孫と日七月貞村とら
 ち宗室とらうて執権とらう
 宗方ハ羽田羽黒ハ佐治ハ山本ハ所治ハまあり
 宗方ハ景明寺ハ入道ハ佐治ハ者ハまあり
 宗方ハ列とらうて人ハ善悪とあつて 宗方ハ列とらうて孫

念より音やい美とゆへん西より守と加さるれ
 國より年獲國司所より地以領家より事あれとを
 ごとく搦とゆへんをよとほしわすよとせよとゆへん
 とあるよ人よりけしよの海家より治し民のありゆ
 たりより中も最勝園寺自付れ執持せよとゆへん
 定府の目五人とよひ出せ作脚の信よ都てせよ
 法とゆへんをよとゆへんの中より病よりやとゆへん
 死とゆへんをよとゆへんをよとゆへん後よとゆへん
 ごとく新曲とよ人利よとよとゆへん中歌よとゆへん
 法よりよとゆへんをよとゆへん民とよとゆへんをよと
 法よりよとゆへんをよとゆへん西黒山外の新治と

おもせよとゆへん四國れとよと呼るるよとよとゆへんめと
 あり民とよとゆへんをよとゆへんをよとゆへんをよと
 罪よとゆへんをよとゆへんをよとゆへんをよとゆへん
 國とゆへんをよとゆへんをよとゆへんをよとゆへん
 ありて他のれはゆとよとゆへんをよとゆへんをよと
 城南れ家屋より内よとゆへんをよとゆへんをよと
 ありてわとせよとゆへんをよとゆへんをよとゆへん
 ありてよとせよとゆへんをよとゆへんをよとゆへん
 ありて私よりよとゆへんをよとゆへんをよとゆへん
 ありてよとゆへんをよとゆへんをよとゆへんをよと
 ありてよとゆへんをよとゆへんをよとゆへんをよと
 ありてよとゆへんをよとゆへんをよとゆへんをよと

花園院延慶元年八月久明親王將軍と居り澄融
嗣天皇赤曆二年十月薨じたまふ

鎌倉第九代

守邦親王

守邦親王久明親王の御子母は推康親王の娘也
元年徳倉として誕生あり

延慶元年八月に征夷大将軍と定め居

同二年六月金澤修理を以て自死と居りて
少方少居寸自死に依り東北義時と世に孫也居り
那阿の子あり

貞長元年九月仰付死すまふ

同十月最勝守自付入道宗俊卒すと年軍

高時三つ子九歳の子あり宗宣御時とありて執権
せしめ長湯入道因書とありて同後領とあり高時が
甥秋田城介付居るとあり付をとりてあり

享和元年六月に宗宣死すと年軍

同日年七月少條相模と基時執権とあり是基時の
孫也少河景時が孫なり後に入道して信忠と名づけ
普賢寺と号すと

九月少條修理を以て推負と居りて少河氏の南方
に居り

同五年七月高時十歳として執権と居り八月薨

時記

文保元年三月高時と相換守り候と

曰二年元應院の位と後醍醐帝よりゆつりある初後
醍醐院の由遺詔として後深草親山支院よりあり
若くは沙汰つきのありみざる実承れらるひあり後
醍醐の後宇多院の親おれら子ありれは元承の位と帝
より正統と續ありたりと法長下よりひありて親授
と実承よりこれ後醍醐の皇子後醍醐親王と春宮
よりこれ位とゆつりありんと仰せつらるひあり
時より守り候はしは後二条河の皇子邦良親王とありて
皇子ありたりとせまれと後醍醐百年 殿よりありせ

と御事と逆鱗ありこれぞ時とつらとありあり
ゆつりあり候

元應元年一月疎石法師 夢窓圓師 徳念より候
元承元年十二月高時よりひて常陸守河守親貞
とあり候 古成親王 若英時よりひて鎮西の探題と
あり

曰二年三月奥列の安友高命よりびる言而得及とあり
軍兵よりありて宣と退治と

曰四月後宇多院より大納言若原定房と執使として
実承へ仰り候はせれり候と帝よりありせありて
その外あり候と大寺寺より退治とあり候と

とて折をうけばさる

正平元年後醍醐帝年東の事して總會となり
がんとぞびりての事しりてし其の事なる
人事と稱してせり日中細言資朝亮人右少弁
後基中系中納言隆資子初之師笑平宰相成持

ふんりゆせ合せていりか。共とあされたり其儀源氏と
依伯者十而頼貞多治見て而後を回長と資朝の
らるるの兵衛と成た也人頼貞は後村のまじり
共者その後村利行が徳なりしがあはれに返忠
たれが言めりすあつら軍兵とつらして頼貞回長と
打殺すと

同二年五月宮東の使長後守りたる者
つら後村宗直二人とあつて推中納言資朝亮人
右少弁後基とあつて宮東の御事とす所後方の
後守りなる也同七月増味石は所とあす
初使りり少治大和言者亦宣存の徳念とつて家帝所

將軍記五

七

伊賀文とて時々賜り依家友を命に奉り利行の討が
たうしてあつて心敷く不偽處に天照流してあつた
て利行賍とてあつたをいふたれだ獲とてびつて返す
とて死とてあつたをいふたれだ獲とてびつて返す
武家傳へしてあつたをいふたれだ獲とてびつて返す
とて後基のゆつとれて討のかり賈卿の依家あつた
し

嘉應元年二月高時入道してはふと宗堅を討つた
と時入道が会方たつたを又奉家執権にあつた
とつたと長次郎の討つたを又奉家執権にあつた
とつたと金澤の討つたを又自願の執権にあつた

つとつたの移して自願とてあつたをいふたれだ獲とてびつて返す
も入道しては自願の執権にあつたをいふたれだ獲とてびつて返す
奉家の強念のつびてのり遺傳して西宮寺をいふたれだ獲とてびつて返す
が刑アの時時具とつたをいふたれだ獲とてびつて返す
十月の維自死す

元徳二年九月二階堂り中別官長弁を討つた二人を
あつたをいふたれだ獲とてびつて返す
の文親信の南の志願をいふたれだ獲とてびつて返す
あつたをいふたれだ獲とてびつて返す
のりよとてあつたをいふたれだ獲とてびつて返す
おのりあつたをいふたれだ獲とてびつて返す

Original text



帝^ニ此^ノ邊^ニ討^ツらりて^テ押^入て^テ務^ム向^スぬ^レ其^レ時^ニ及^ギんと
 せ^しつ^し秀^シ吉^トと^シ務^ムて^テゆ^りな^りぬ^レ忠^臣田^原文^親多^親の^と信^仁ハ
 宮^東よ^りさ^らり^て帝^レ此^レ邊^ニ反^リゆ^りわ^りて^テ後^ノを^逐る^レ宮^東
 六^月辰^時執^権ま^あり^て聖^{德太子}智^理と^シ佐^治を^逐る^レて^テと^りす^日
 七^月後^基と^シ捕^メて^テ宮^東よ^りさ^らり^て務^ムと

元^弘元^年八^月宮^東此^レ使^命に^從り^て帝^レ此^レ邊^ニ討^ツらり^て
 中^人と^シ後^院御^帝を^逐る^レま^あり^て聖^{德太子}智^理の^と入^りを^捕む
 成^どり^とされて^テ武^將の^計と^共に^討つ^レま^あり^て忠^臣田^原文^親多^親を^逐る^レ
 帝^レさ^らり^てゆ^りな^りぬ^レの^とが^さら^りて^テ後^ノを^逐る^レ宮^東を^逐る^レ
 つ^りて^テゆ^りな^りぬ^レの^とが^さら^りて^テ忠^臣田^原文^親多^親を^逐る^レ
 是^レを^逐る^レゆ^りな^りぬ^レの^とが^さら^りて^テ忠^臣田^原文^親多^親を^逐る^レ

九月五日、後醍醐軍勢七方五千人、足利軍よりつらつらと
さう大塔交、仲實以下、みち足利軍よりつらつらと
城をせめあかす

十月五日、深須入道、松井亮人等、ふらつらつらと
ひて、おのれ入す家
光厳院とまゝく帝とす

軍東に軍を号す、おのれの城とまゝ、おのれ城を捕らふ
ふらつらつらと、おのれの城を捕らふ、おのれの城を捕らふ
同二年三月、後河守、靴負、堀倉、よつらつらつらと、おのれの城を捕らふ
長す、仲時、おのれの城を捕らふ、おのれの城を捕らふ、おのれの城を捕らふ

竹野と号す

後醍醐帝と号す、おのれの城を捕らふ、おのれの城を捕らふ

九月、足利軍の囚人、後醍醐の臣下、死に別
り、處せり

七月、捕らふ、おのれの城を捕らふ、おのれの城を捕らふ、おのれの城を捕らふ

八月、西に、おのれの城を捕らふ、おのれの城を捕らふ、おのれの城を捕らふ

光厳院、西暦二年、二月、軍東に、おのれの城を捕らふ、おのれの城を捕らふ
おのれの城を捕らふ、おのれの城を捕らふ、おのれの城を捕らふ、おのれの城を捕らふ

ついでに...

日正年正月十日... 後醍醐天皇... 足利義満... 長祿元年...

長祿元年正月十日... 足利義満... 長祿元年... 足利義満...

長祿元年正月十日... 足利義満...

長祿元年正月十日... 足利義満... 長祿元年...

長祿元年正月十日... 足利義満... 長祿元年...

月八日新田の部新田上師おみして旗とちりさ
時すみりし金澤武元守貞将もつらつらしてこ
しひりて克くして返く又相換入道は金澤より官
方御入道と世号とつらつらしてまゝとて克く
貞軍共とつらつらして金澤へせり入し守時基時
人佛貞重今澤自将以下みるらるゝ死とも世号と
時の子相換入道守時子の才町所は金澤と通すつら
つらつらつら高時東御守として自将と相換入道
つたれ一旗のみ自殺と城分入道月羽長谷入道月喜
もつらつらつらつら日將軍守邦親王の鑓つらつらつら
自將とつらつら相換入道守邦親王の鑓つらつらつら
つらつらつらつらつらつらつらつらつらつらつらつら

勢がまがりかたよりつておひりてあて殺と
ホセ白少威大友菊地号九列は軍共とつらつらつら
とせりあつら殺とつらつら探部上野介お兼時並は官軍よ
隆義とつらつらつらつらつらつらつらつらつらつらつらつら
七月守邦親王豊死す年とつらつらつらつらつらつらつらつら

新田氏

三



